平成２３年（フ）第１２号
高知市新本町１丁目15番１号　中屋アパート２Ｆ
破産者　小門　　壽
１　決定年月日　平成24年８月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６８５号
大分市田室町３番４号、開始決定時の住所大分市牧３丁目14番１号　シティハイツ21―405
破産者　福田　　明
１　決定年月日　平成24年８月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第８１５号
札幌市北区新琴似11条11丁目８番３号
破産者　富田　　純
１　破産債権の届出期間　平成24年８月28日まで
２　一般調査期日　平成24年９月25日午後２時
平成24年７月31日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９０９号
大阪府羽曳野市高鷲３丁目７番10号
破産者　石井　　満
１　破産債権の届出期間　平成24年８月31日まで
２　一般調査期日　平成24年９月27日午後３時30分
平成24年８月１日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第１１７号
山口県下松市古川町３丁目４番20号、開始決定時の住所山口県下松市大字西豊井1211番地
破産者　田原　　實
異議申述期間　平成24年９月１日まで
平成24年７月31日　山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１１１号
北海道根室市幸町１丁目３番地502―14、破産開始決定時の住所山口県岩国市藤生町１丁目13番21号
破産者　紙岡　英男
異議申述期間　平成24年９月10日まで
平成24年７月31日　山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第１６７６号
大阪市住吉区長居１丁目９番29号
破産者　有限会社イハラ
異議申述期間　平成24年９月19日まで
平成24年７月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６７７号
堺市南区竹城台２丁１番28―202号
破産者　井原　武男
異議申述期間　平成24年９月19日まで
平成24年７月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６号
宮崎県日向市大字富高322番地４
破産者　戸高　陽子
異議申述期間　平成24年９月28日まで
平成24年７月31日　宮崎地方裁判所延岡支部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第１１号
新潟市西蒲区岩室温泉518番地
清算株式会社　株式会社綿屋
代表清算人　石崎　　健
１　決定年月日　平成24年７月31日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所第１民事部

特別清算協定認可

平成２４年（ヒ）第４号
富山市原字中与四平割45番地
清算株式会社　立山高原株式会社
代表清算人　髙月　輝夫
１　決定年月日　平成24年７月30日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　各協定債権者は、清算株式会社に対し、その有する債権及び債権に係る約定利息及び遅延損害金を本協定の認可の決定が確定した日を以て全額免除する。
２　清算株式会社は、第１項の免除後、公租公課及び清算費用等の諸費用を支弁し、なお剰余金が生じたとき、又は、新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて支払う。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
富山地方裁判所民事部

更生手続終結

平成２１年（ミ）第２８号
東京都千代田区平河町２丁目３番４号
更生会社　株式会社Ｓｅａ　Ｃａｐｉｔａｌ
管財人　小林　信明
１　決定年月日　平成24年７月31日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２４年（再）第１号
岐阜県可児郡御嵩町上恵土1042番地の１
再生債務者　株式会社鈴木商事
１　決定年月日時　平成24年７月27日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月27日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年９月28日から平成24年10月12日まで
岐阜地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２３年（再）第３号
京都府宇治市莵道西隼上り３番地
再生債務者　株式会社アイビー
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年７月30日
京都地方裁判所第５民事部

平成２３年（再）第３号
沖縄県豊見城市字座安332番地の４
再生債務者　株式会社大雄土木
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年７月27日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（再）第４号
沖縄県豊見城市字座安332番地４
再生債務者　合資会社大雄産業
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年７月27日
那覇地方裁判所民事第３部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第３２号
埼玉県春日部市豊野町１丁目27番地36
再生債務者　古屋　勝啓
１　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月21日まで
４　一般異議申述期間　平成24年９月４日から平成24年９月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再イ）第２９号
千葉県東金市家徳132番地11
再生債務者　中村　　治
１　決定年月日時　平成24年７月31日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年８月21日まで
４　一般異議申述期間　平成24年９月４日から平成24年９月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係